

## 別添5

### 地域の生産体制強化事業

#### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和8年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和8年1月22日付け7農畜機第6862号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第2の1及び2の事業に係る公募団体（以下「公募団体C」という。）、第2の3の（1）の事業に係る公募団体（以下「公募団体D」という。）、第2の3の（2）の事業に係る公募団体（以下「公募団体E」という。）、第2の3の（3）の事業に係る公募団体（以下「公募団体F」という。）とする。

#### 第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

##### 1 担い手確保推進対策

公募団体Cは、酪農経営の担い手確保を推進するため、全国を区域として次に掲げる取組を自ら実施し、又は第3の1の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会（都府県にあつては、都府県の区域を地区とするものに限る）、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が、その地域等を区域として、同取組を実施するのを支援するものとする。

（1）担い手確保を推進するための企画検討会議の開催

（2）新規就農希望者と経営離脱農家等のマッチング促進等のための情報発信

（3）酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催

（4）新規就農希望者等を対象とした研修施設の運営

ア 経営離脱農家等の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入

イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定

ウ 農業技術・経営ノウハウを習得する研修会の実施

エ 新規就農希望者等の就農を支援するための税務指導等

（5）酪農の後継者（法人の後継経営者や管理者を含む。）や新規就農者を対象として、経営マネジメント力の向上を図る取組

（6）酪農経営指導を行う者を対象とした経営指導力の向上を図るための研修会の開催

（7）事業の円滑な推進を図るための指導等

##### 2 新事業体創出支援対策

公募団体Cは、既存の酪農経営体の協業化による新事業体の創出を支援するため、全国を区域として次に掲げる取組を自ら実施し、又は生産者集団等が、その地域等を区域として同取組を実施するのを支援するものとする。

- (1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催
- (2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査
- (3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施
- (4) 事業の円滑な推進を図るための指導等

### 3 広域的な乳用牛預託推進等対策

(1) 公募団体Dは、乳用後継牛預託推進協議会（酪農経営体及び当該酪農経営体から預託契約又は買戻を前提とした売買契約により乳用種の雌牛の飼養管理を請け負う者（以下「預託農家」という。）から構成される協議会をいう。以下同じ。）が、乳用後継牛預託推進計画に基づいて、後継牛となる乳用種の未經産牛（以下「乳用後継牛」という。）の広域預託を推進するために行う取組に対し奨励金を交付するものとする。

(2) 公募団体Eは、預託農家の実情に応じ、後継牛の広域預託育成体制強化を図るための計画（以下「預託牧場整備計画」という。）の策定及び事業の円滑な推進を図るための取組を実施するとともに、当該計画に基づき、預託牛の飼養管理施設の整備に必要な機械装置の導入及び機械装置の導入と一体的な施設整備並びに育成牛の飼養管理に必要な資材の導入のために必要な資機材を購入し、又はリース会社から借り受け、預託農家に支給又は貸し付ける取組を自ら実施するものとする。

(3) 公募団体Fは、酪農経営に係る家畜の持続的な輸送体制の確保を図るため、次に掲げる取組を自ら実施し、又は農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは第3の4の(1)に定める要件を満たす協議会（以下「取組主体」という。）がイからエまでの取組を実施するのを支援するものとする。

#### ア 預託牛輸送のモーダルシフト実証試験

広域的な預託牛輸送の鉄道輸送への転換を検討するため、モーダルシフト実証試験計画の策定及び当該計画に基づき行う牛の輸送実証試験

#### イ 輸送体制持続化推進事業

地域内（第3の4の(2)に規定する地域内をいう。以下ウ及びエにおいて同じ）のリレー輸送に必要な中継係留施設等の整備、施設の改造に必要な資材及び器具機材の導入並びに家畜の輸送に必要となる運搬車の改修

#### ウ 家畜運搬人材確保・育成支援事業

地域内の家畜運搬を担う運転手の確保や運転手への家畜飼養研修の開催等

#### エ 輸送体制持続化実証事業

地域内の持続的な輸送体制の確保を図るための検討会、優良事例調査、

実証試験等

オ 事業の推進指導等

イからエまでの事業を円滑に実施するための会議の開催、事例調査及び推進指導

### 第3 事業の要件

1 第2の1及び2の事業については、以下の要件を満たすものとする。

#### (1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 第2の3の(1)の事業については、以下の要件を満たすものとする。

#### (1) 乳用後継牛預託推進協議会

乳用後継牛預託推進協議会は、3戸以上の酪農経営体及び預託農家が構成員となっている団体であって、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 酪農経営体及び預託農家が直接の主たる構成員であること。

イ 次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有すること。

(ア) 乳用後継牛預託推進協議会の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

(イ) 乳用後継牛預託推進協議会の運営に関する事項

(ウ) 乳用後継牛預託の推進に関する事項

(エ) その他乳用後継牛預託推進協議会の目的の達成に必要な事項

#### (2) 乳用後継牛

乳用後継牛は、次の要件をすべて満たすものとする。

ア 事業実施年度に元の酪農経営体に返還すること。

イ 国並びに機構の他の事業及びメニューによる預託に係る補助金の交付を受けていないこと。

#### (3) 広域預託

広域預託は、都府県の区域（北海道は地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第2項により定めた支庁の所管区域）を超えて牛が移動するものとする。ただし、理事長が別に定める要件を満たす場合は、乳用後継牛預託推進協議会が公募団体Dを通じて理事長の承認を受けて広域預託とみなすことができる。

#### (4) 預託期間

預託期間は、最低7か月以上とし、(5)のアの預託契約書又は売買契約

書に預託期間を明記すること。また、預託農家が再預託する場合（自らの農場以外における放牧を含む。）には、預託農家は乳用後継牛預託推進協議会にあらかじめ届け出るものとする。

#### (5) 預託契約等

##### ア 契約の締結

乳用後継牛預託推進協議会は、酪農経営体が預託農家に乳用後継牛を預託又は買戻を前提とした売買をする場合は、酪農経営体及び預託農家に預託契約又は売買契約を締結させるものとする。

##### イ 乳用後継牛管理台帳の整備

乳用後継牛預託推進協議会は、預託された乳用後継牛の管理台帳を整備するものとする。

##### ウ 乳用後継牛預託推進協議会の責務

(ア) 預託農家が、預託された乳用後継牛の飼養管理を継続することが不可能となった場合は、乳用後継牛預託推進協議会が、責任をもってこれに代わる預託農家を選定すること。この場合、(4)の預託期間については、それぞれの預託農家における飼養期間の通算により算定すること。

(イ) 病気、事故等のやむを得ない理由により、酪農経営体が、預託した乳用後継牛の返還を受けることが不可能となった場合は、乳用後継牛預託推進協議会が責任をもってこれに代わる酪農家を選定すること。

(ウ) 乳用後継牛預託推進協議会は、令和4年度までの本事業において既に預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛については、預託農家から預託された乳用後継牛の重大な事故等の報告を受けた場合、速やかに公募団体Dにその旨を報告し、指示を受けること。

##### エ 預託農家の責務

預託農家は、預託された乳用後継牛の飼養管理について責任をもち、盗難、失踪、死亡その他重大な事故等にあった場合には、速やかに乳用後継牛預託推進協議会に報告すること。

#### (6) 乳用後継牛の補助要件

以下のいずれかを満たす牛であること。ただし、令和4年度までの本事業において既に預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛についてはこの限りでない。

ア 事業に参加する酪農経営体の農場又は預託農家での種付けにより生産された乳用後継牛

イ 預託開始年度から返還までの間に新たに牛群検定を開始した酪農経営体からの乳用後継牛

ウ 後代検定娘牛の生産に協力している酪農経営体からの乳用後継牛

エ 国内でゲノミック評価が行われた乳用後継牛

オ 事業に参加する酪農経営体が所属する農業協同組合の牛群検定参加率（当該農業協同組合における本事業に参加する酪農経営体のうち牛群検定参加者数を当該農業協同組合における本事業に参加する酪農経営体数で除した率をいう。以下、「農協牛群検定参加率」という。）が全都道府県の平均参加率を超えている酪農経営体からの乳用後継牛

カ 前年度の農協牛群検定参加率が、前々年度の農協牛群検定参加率より上昇した酪農経営体からの乳用後継牛

3 第2の3の（2）の事業については、以下の要件を満たすものとする。

（1）公募団体Eは、第2の3の（1）の事業に取り組むものとする。

（2）補助対象となる資機材（以下「補助対象資機材」という。）及び機械装置の導入と一体的な施設の整備（以下「補助対象施設整備」という。）の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。

（3）補助対象資機材は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された資機材については、補助対象としないものとする。

（4）補助対象資機材は、原則として新品とする。ただし、公募団体Eが必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象資機材は、その導入時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。

（5）公募団体Eは、公募団体Eのほか、公募団体Eの構成員である農業協同組合、農業協同組合連合会又は畜産の振興に資する事業を行う一般社団法人、一般財団法人若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合（以下「公募団体Eの構成員」という。）を、補助対象資機材を購入し、又はリース会社から借り受け、預託農家に支給又は貸し付ける者としてすることができる。この場合において、公募団体Eの構成員は、公募団体Eに代わり、第9の2から5まで及び8に定める取扱いを履行するものとする。

（6）補助対象資機材及び補助対象施設整備の管理等

公募団体E又は公募団体Eの構成員は、補助対象資機材及び補助対象施設整備の管理等を次のとおり行うものとする。

ア 補助対象資機材及び補助対象施設整備の検収

公募団体E又は公募団体Eの構成員は、預託農家への補助対象資機材の設置及び補助対象施設整備の補改修が完了した場合は、速やかに検収を行うこととする。また、検収実施者は、当該補助対象資機材及び補助対象施設整備の全景と本事業で導入したことがわかる写真を検収実施時に撮影し、保管するものとする。

イ 会計処理

公募団体E及び公募団体Eの構成員は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

ウ 管理利用規程等の整備

公募団体E又は公募団体Eの構成員は、補助対象資機材の管理に当たっては、管理利用規程及び別紙様式第5号の別添物品等管理台帳を整備するものとする。

エ 貸付契約の締結

公募団体E又は公募団体Eの構成員は、補助対象資機材を預託農家に貸付けを行う場合は、預託農家との間で貸付料等に係る貸付契約を締結するものとする。

オ リース契約の締結等

公募団体E又は公募団体Eの構成員は、補助対象資機材をリース会社から借り受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

なお、この場合にあつては、リース会社から借り受けた物件（以下「リース物件」という。）については、本事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、公募団体Eは、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の（5）の規定に基づき行うものとする。

（7）資機材の導入に当たっては、国又は機構の事業（以下「国庫補助事業等」という。）において補助金等の交付を受けている資機材は、補助対象資機材から除外する。

（8）施設整備に当たっては、自己資金又は他の補助により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

4 第2の3の（3）の事業については、以下の要件を満たすものとする。

（1）協議会

第2の3の（3）の協議会は、生産者の組織する団体で代表者についての定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものが中心となり、貨物運送事業者（乳用牛の輸送をする貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、海上運送事業者又は港湾運送事業者をいう。）や他の生産者が組織する団体等の生体家畜の流通に係る関係者との間で設立した組織であつて、次の要件を満たすものとする。

ア 協議会の運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

イ 協議会の運営を行うための事務局を設置しており、かつ、名称、目的、所在地、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任

者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

- (2) 第2の3の(3)のイからエにおける地域内とは、原則として事業実施主体、又は、取組主体が所在している都道府県及び主たる近隣の家畜市場までを範囲とするものとする。
- (3) 第2の3の(3)のイの事業においては、整備又は導入した施設、資材及び器具機材等を公募団体F又は取組主体の構成員に支給、又は貸付けを行うことができるものとする。
- (4) 第2の3の(3)のア及びイの事業において、預託牛輸送用の鉄道コンテナ（附帯する機器を含む。）、リレー輸送に必要な中継係留施設等の整備、施設の改造に必要な資材及び器具機材又は家畜の輸送に必要な運搬車（以下「補助対象施設等」という。）を導入、又は整備等する場合には、次に掲げる要件を満たすものとする。

#### ア 補助対象施設等の管理等

##### (ア) 補助対象施設等の検収

公募団体F又は取組主体は、補助対象施設等の導入、整備等が完了した場合は、速やかに検収を行うこととする。また、検収実施者は、補助対象施設等の全景と本事業で導入したことがわかる写真を検収実施時に撮影し、保管するものとする。

##### (イ) 会計処理

公募団体F又は取組主体は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

##### (ウ) 管理利用規程等の整備

公募団体F又は取組主体は、補助対象施設等の管理に当たっては、管理利用規程及び別紙様式第6号の別添補助対象施設等管理台帳を整備するものとする。

##### (エ) 貸付契約の締結

公募団体F又は取組主体は、導入し、又は整備する補助対象施設等を構成員に貸し付ける場合は、当該構成員との間で貸付契約を締結する。

#### イ 補助対象施設等の貸付けの取扱い

- (ア) アの(エ)に規定する貸付契約を締結する場合の貸付期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあつてはその期間に0.7を乗じ、1年未満を切り捨てて得た期間まで、10年以上のものにあつてはその期間に0.6を乗じ、1年未満を切り捨てて得た期間まで、それぞれ貸付期

間を短縮できるものとする。

(イ) 公募団体F又は取組主体は、(ア)のただし書により貸付期間を短縮する場合は、補助対象施設等の処分制限期間が満了するまで、借受者たる構成員が引き続き当該補助対象施設等を管理利用し、かつ、この要綱に定める補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に当該補助対象施設等を譲渡できるものとする。

(ウ) 公募団体F又は取組主体は、(イ)の規定により補助対象施設等を譲渡しようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

ウ 施設等の整備、導入に当たっては、国庫補助事業等において補助金等の交付を受けている施設等は、補助対象施設等から除外する。

(5) 公募団体F又は取組主体が第2の3の(3)のエの事業を実施する場合にあつては、実証に必要な設備・機器及び施設のうち「畜産業振興事業の実施について」の14の(6)で機構理事長が定める財産(取得価格又は効用の増加価格(消費税等相当額を含まない。))が50万円以上の機械及び器具をいう。)に該当するものについては、借上げにより実施することとする。

(6) 公募団体Fは、第2の3の(3)のアの事業を実施する場合にあつては、実証試験結果を公開し、モーダルシフトの普及に努めるものとする。

(7) 公募団体F又は取組主体は、第2の3の(3)のエの事業を実施する場合にあつては、実証試験報告書等を活用して、地域を区域とした報告会等を開催し、リレー輸送等流通体制の持続化に資する取組の普及に努めるものとする。

## 第4 事業の実施

### 1 事業実施要領の作成

公募団体Cが第2の1及び2の事業の実施に当たり、生産者集団等に経費を補助する場合、又は公募団体Fが第2の3の(3)の事業の実施に当たり取組主体に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

### 2 計画の策定等

#### (1) 乳用後継牛預託推進計画

ア 第2の3の(1)の事業に参加しようとする乳用後継牛預託推進協議会は、別紙様式第1号の様式1-2の別紙2を内容とする乳用後継牛預託推進計画を策定し、公募団体Dに提出するものとする。

イ 公募団体Dは、乳用後継牛預託推進協議会から提出された乳用後継牛

預託推進計画を取りまとめ、別紙様式第1号の様式1-2の別紙1を内容とする事業実施計画を作成するものとする。

ウ 乳用後継牛預託推進協議会は、乳用後継牛預託推進計画において、次に掲げる変更が生じた場合は、速やかに公募団体Dに届け出るものとする。

(ア) 預託農家又は酪農経営体の追加及び削除

(イ) 預託農家又は酪農経営体の飼養地の追加及び削除

## (2) 預託牧場整備計画

公募団体Eは、別紙様式第1号の様式1-3の別紙を内容とする事業実施計画を作成するものとする。

## (3) 家畜輸送実証試験等計画

ア 公募団体F及び取組主体は、別紙様式第1号の様式1-4の別紙を内容とする事業実施計画を作成するものとする。

イ 第2の3の(3)のイの取組のうち、中継係留施設等の整備を実施しようとする公募団体F又は取組主体は、あらかじめ家畜輸送実証試験等計画を作成した上で、補助対象施設等の所在地を管轄する都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。

## 3 家畜共済への積極的な加入

公募団体Eは、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、第2の3の(2)の事業に参加しようとする預託農家へ、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

## 4 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体Eは、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする預託農家が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

(1) 令和8年度に、配合飼料価格安定基金(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この4において「契約」という。)の締結をしている者であること。

(2) 令和7年度及び令和8年度のいずれも契約を締結していない者であること。

(3) 令和7年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和8年度に契約を締結していない者であること。

## 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

(1) 第2の1及び2の事業に参加する生産者集団等は、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境配慮のチェック・要件化(み

どりチェック)の試行実施について」(令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。)に基づき、事業申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、公募団体Cに提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認し、これを公募団体Cに提出するものとする。

(2) 公募団体Cは、全ての生産者集団等から提出された(1)の「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び第7の4の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、生産者集団等の名称及び所在地(都道府県)の情報を含めることとする。

(3) 第2の3の(1)の事業に参加する乳用後継牛預託推進協議会は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第4の2の(1)の乳用後継牛預託推進計画時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨を確認した上で、公募団体Dに提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認し、これを公募団体Dに提出するものとする。

(4) 公募団体Dは、全ての乳用後継牛預託推進協議会から提出された(3)の「みどりチェック」チェックシートを収集し、第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び第7の4の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、乳用後継牛預託推進協議会の名称及び所在地(都道府県)の情報を含めることとする。

(5) 第2の3の(2)の事業に参加する預託農家は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、事業申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨を確認した上で、公募団体Eに提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認し、これを公募団体Eに提出するものとする。

(6) 公募団体Eは、全ての預託農家から提出された(5)のチェックシートを収集し、第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び第7の4の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、預託農家の氏名及び住所(都道府県)の情報を含めることとする。

(7) 第2の3の(3)の事業に参加する取組主体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、事業申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、公募団体Fに提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを公募団体Fに提出するものとする。

(8) 公募団体Fは、全ての取組主体から提出された(7)のチェックシートを収集し、第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び第7の4の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、取組主体の名称及び所在地(都道府県)の情報を含めることとする。

(9) 公募団体は、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第7の1の交付申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第7の4実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

#### 6 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

#### 7 後援名義

公募団体Cは、第2の1及び2の事業により酪農の魅力発信のための資料等を作成した場合及び就農セミナー等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

#### 8 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

### 第5 事業の推進指導

1 公募団体C及び公募団体Eは、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、第2の1、2並びに3の(2)の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 公募団体D及び公募団体Fは、第2の3の(1)及び(3)の事業について、農林水産省、機構及び都道府県の指導の下、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

3 第2の1及び2の事業に参加する生産者集団等は、公募団体Cの指導の下、関係機関及び関係団体等との連携に努めるとともに、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

- 4 第2の3の(1)の事業に参加する乳用後継牛預託推進協議会は、公募団体D、農林水産省、都道府県及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体等との連携に努めるとともに、第2の3の(1)の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 5 第2の3の(3)の事業に参加する取組主体は、公募団体F及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、第2の3の(3)の事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 6 都道府県知事は、第2の3の(1)及び(3)の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底並びに乳用後継牛預託推進協議会及び取組主体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第7 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

公募団体は、第2の事業の実施に当たって、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金概算払

請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

- (1) 公募団体C、公募団体E及び公募団体Fは、第2の1、2並びに3の(2)及び(3)の事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日(事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日)までに別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業)実績報告書を理事長に提出するものとする。
- (2) 第4の2の(1)のAに基づく取組を実施した乳用後継牛預託推進協議会は、公募団体Dが定める期日までに、別紙様式第4号の様式4-2の別紙2を内容とする乳用後継牛預託推進実績報告書を策定し、公募団体Dに提出するものとする。

公募団体Dは、第2の3の(1)の事業について、乳用後継牛預託推進協議会から提出された乳用後継牛預託推進実績報告書を取りまとめ、この事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業)実績報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。
- (3) 第2の3の(3)の事業を実施する取組主体は、取組完了時に取組主体の所在する都道府県にその実績を共有するものとする。

#### 第8 運営状況等の報告

- 1 公募団体Eは、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業)運営状況報告書を作成し、第3の3の(6)のウに規定する物品等管理台帳とともに、整備した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度6月30日までに理事長に提出するものとする。
- 2 公募団体Fは、補助対象施設等(取得価格又は効用の増加価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。))が50万未満の機械及び器具を除く。)を導入した場合には、別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業)運営状況報告書を作成し、第3の4の(4)のウに規定する補助対象施設等管理台帳とともに、整備した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度6月30日までに理事長に提出するものとする。

#### 第9 補助対象資機材の取扱い

公募団体Eは資機材の導入にあたっては、以下に留意すること。

- 1 補助対象資機材の選定にあたっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。

- 2 補助対象資機材の購入先の選定に当たっては、当該資機材の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- 3 補助対象資機材の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理し、補助対象資機材の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。
- 4 補助対象資機材は処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間以上利用するものとする。
- 5 補助対象資機材について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- 6 天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を機構に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとし、必要に応じて現地調査を実施し、報告事項の確認を行うものとする。
- 7 補助対象資機材について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、当該資機材の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、機構に報告するものとする。

なお、当該資機材の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について別添2畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱いに準じて、機構に報告を行うものとする。
- 8 ICT機械装置を導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、システムサービスの提供者とデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- 9 補助対象資機材への標記

預託農家は、公募団体Eの指示に基づき、当該事業による補助を受けたものであることを貸付対象資機材に標記するものとする。
- 10 第3の3の（6）のオの規定により、リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した処分制限期間とする。

## 第10 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体は、理事長に対して第7の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（公募団体自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第11 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過していない場合においては、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間を経過した後も財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

### 2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によるこ

とができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表 1

	資機材の区分	仕 様 等
補助対象資機材	(1) 省力化又は飼養管理の高度化に資する機械装置	発情発見装置 放牧監視装置 哺乳ロボット 自動給餌機 自走式配餌車 餌寄せロボット
	(2) 育成牛の飼養管理に必要な資材	牧柵 電気牧柵 飼槽 給水器 防虫機器
補助対象施設整備	事業実施年度中に(1)の補助対象資機材を導入するために必要となる簡易な資材及び施設の補改修	

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 担い手 確保推進 対策	<p>公募団体Cが以下の取組を実施し、又は生産者集団等の実施を支援するのに要する経費</p> <p>(1) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催</p> <p>(2) マッチング促進等のための情報発信</p> <p>(3) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の制作及び交流会、セミナー等の開催</p> <p>(4) 研修施設の運営 ア 経営離脱農家の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入 イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定 ウ 新規就農希望者等に対する研修会の実施 エ 就農希望者等の就農を支援するための税務指導等</p> <p>(5) 経営マネジメント力の向上を図る</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額（ただし、1申請経営体当たり 500 千円以内）</p> <p>定額</p> <p>定額 （ただし、指導謝金は、8 千円/日以内）</p> <p>定額 （ただし、税理士等への委託費用は、1 / 2 以内）</p> <p>定額</p>

	<p>取組</p> <p>(6) 経営指導力の向上を図るための研修会の開催</p> <p>(7) 事業の円滑な推進を図るための指導等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
2 新事業体創出支援対策	<p>公募団体Cが以下の取組を実施し、又は生産者集団等の実施を支援するのに要する経費</p> <p>(1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催</p> <p>(2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査</p> <p>(3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施</p> <p>(4) 事業の円滑な推進を図るための指導等</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 (ただし、経営コンサル等への委託費用は、1/2以内)</p> <p>定額</p>
3 広域的な乳用牛預託推進等対策	<p>(1) 広域預託推進</p> <p>公募団体Dが以下の取組を実施するのに要する経費</p> <p>(1) 乳用後継牛預託推進協議会が、預託農家への乳用後</p>	<p>預託終了時において第3の2の要件を満たす牛の移動に対し乳用後継牛1頭当たり31,000円以内</p>

<p>(2) 預託育成体制の整備</p>	<p>継牛の預託及び預託した乳用後継牛の元の酪農経営体への返還を推進する取組を行う場合に、奨励金を交付</p> <p>(2) (1) の事業の円滑な推進</p> <p>公募団体Eが以下の取組を実施するのに要する経費</p> <p>(1) 預託牧場整備計画の策定及び推進事務</p> <p>(2) 補助対象資機材及び補助対象施設整備</p> <p>ア 省力化又は飼養管理の高度化に資する機械装置の購入、又はリース会社からの借受け</p> <p>イ アの導入に必要な資材及び補改修に係る経費</p> <p>ウ 育成牛の飼養管理に必要な資</p>	<p>ただし、第3の2の(3)のただし書きにより広域預託とみなした場合は、1頭当たり6,000円以内</p> <p>なお、令和4年度までの本事業において既に預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛については、1頭当たり23,000円以内</p> <p>ただし、第3の2の(3)のただし書きにより広域預託とみなした場合は、1頭当たり3,000円以内</p> <p>また、国及び機構から、乳用牛の預託に係るその他の補助金の交付を受けているものは、補助対象から除くものとする。</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>1/2以内</p> <p>ただし、補改修については、補改修を必要とする機械装置本体価格の1/2を上限とする。</p>
----------------------	--	--

<p>(3) 家畜の持続的な輸送体制の確保</p>	<p>材の購入、又はリース会社からの借受け</p> <p>公募団体Fが以下の取組を実施し、又は取組主体の実施を支援するのに要する経費</p> <p>(1) 広域的な預託牛輸送のモーダルシフト実証試験</p> <p>ア 実証試験計画の策定</p> <p>イ 実証試験の実施 (牛の輸送に適したコンテナ等の試作、匂いや騒音への対策の検討、輸送試験、最適な作業手順の検討、トラック輸送とのコスト比較等)</p> <p>ウ 実証試験報告書の作成</p> <p>エ 事業の推進 (事業の円滑な推進を図るための会議の開催、調査等)</p> <p>(2) 輸送体制持続化推進事業</p> <p>中継係留施設等の整備、施設の改造に必要な資材及び器具機材の導入に要する経費並びに家畜の輸送に必要となる運搬車の改修</p>	<p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p>
---------------------------	---	----------------------------

	<p>(3) 家畜運搬人材確保・育成支援事業 家畜運搬を担う運転手の確保や運転手への家畜飼養研修等</p> <p>(4) 輸送体制持続化実証事業 ア 検討会の開催 イ 優良事例の調査 ウ 流通体制の持続化に係る実証試験等の実施計画の策定 エ ウの実施計画に基づく取組の実施（輸送試験、最適な作業手順及び配車計画等の検討、既存の輸送方法とコストやトラック拘束時間等の比較、アニマルウェルフェアに対応した輸送方法の検討、中継拠点の運営方法の検討、ドライバーの育成方法や家畜輸送のマニュアル化の検討等） オ 実証試験報告書等の作成</p> <p>(5) 事業の推進指導等</p>	<p>定 額 ただし、必要な資格等の取得費は1／2以内とし、公募団体F又は取組主体ごとに2,500千円を補助の上限とする。</p> <p>定額 ただし、公募団体F又は取組主体ごとに5,000千円を補助の上限とする。</p> <p>定 額</p>
--	--	--

別紙様式第1号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）を  
下記のとおり実施したいので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第7の  
1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添え  
て申請します。

記

（注）申請書の記の記載は、事業実施主体ごとに次に掲げる様式とする。

- 様式1-1 公募団体Cが実施する事業
- 様式1-2 公募団体Dが実施する事業
- 様式1-3 公募団体Eが実施する事業
- 様式1-4 公募団体Fが実施する事業

様式1-1 (公募団体Cが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 担い手確保推進対策 (1) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催 (2) 新規就農希望者と経営離脱農家等のマッチング促進等のための情報発信 (3) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催 (4) 新規就農希望者等を対象とした研修施設の運営 ア 経営離脱農家等の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入 イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定 ウ 農業技術・経営ノウハウを習得する研修会の実施 エ 新規就農希望者等の就農を支援するための税務指導等 (5) 経営マネジメント力の向上を図る取組 (6) 経営指導力の向上を図るた				

めの研修会の開催 (7) 事業の円滑な推進を図るための指導等  2 新事業体創出支援対策 (1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催 (2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査 (3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施 (4) 事業の円滑な推進を図るための指導等				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を ( ) 書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

#### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                    年    月    日  
 (2) 事業完了予定年月日            年    月    日

#### 5 添付書類

- (1) 定款  
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書  
 (3) 生産者集団等の「みどりチェック」チェックシートの一覧  
 (4) 公募団体Cの「みどりチェック」チェックシート

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式1-1の別紙

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画

1 担い手確保推進対策

(1) 担い手確保を推進するための企画検討会議の開催

(単位：円)

団体名	時期	内容	参集範囲	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
合計								

(2) 新規就農希望者と経営離脱農家等のマッチング促進等のための情報発信

(単位：円)

団体名	時期	項目	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
合計								

(3) 酪農の魅力を発信するための資料、ウェブサイト等の製作及び交流会、セミナー等の開催

(単位：円)

団体名	時期	内容	参集範囲	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		

合計								

(4) 新規就農希望者等を対象とした研修施設の運営

ア 経営離脱農家等の施設を活用する場合に要する補改修に係る資材の購入

団体名	時期	酪農経営体名 (利用者)	補改修面積 (m <sup>2</sup> )	面積単価 (円/m <sup>2</sup> )	使用資材	事業費 (円)	負担区分	
							補助金 (円)	その他 (円)
合計								

イ 農業技術・経営ノウハウを指導する指導者の認定

(単位：円)

団体名	時期	内容	対象者	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
合計								

ウ 農業技術・経営ノウハウを習得する研修会の実施

(単位：円)

団体名	時期	項目	内容	配布先	事業費	負担区分		積算基礎	備考
						補助金	その他		

合計					
----	--	--	--	--	--

エ 新規就農希望者等の就農を支援するための税務指導等

(単位：円)

団体名	時期	内容	対象者	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
合計								

(5) 経営マネジメント力の向上を図る取組

(単位：円)

団体名	時期	内容	対象者	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
合計								

(6) 経営指導力の向上を図るための研修会の開催

(単位：円)

団体名	時期	内容	対象者	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
合計								

(7) 事業の円滑な推進を図るための指導等

(単位：円)

団体名	項目	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
				補助金	その他		
合計							

2 新事業体創出支援対策

(1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催

(単位：円)

団体名	時期	内容	参集範囲	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
合計								

(2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査

(単位：円)

団体名	時期	項目	内容	対象者	事業費	負担区分		積算基礎	備考
						補助金	その他		
合計									

(3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施

(単位：円)

団体名	時期	内容	参集範囲	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
合計								

(4) 事業の円滑な推進を図るための指導等

(単位：円)

団体名	項目	内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
				補助金	その他		
合計							

様式1-2 (公募団体Dが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画」及び「乳用後継牛預託推進計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		機構補助金 ②	その他 ③	
1 広域預託推進				
2 事業の推進				
合計				

(注) 事業の一部を他に委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を ( ) 書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 乳用後継牛預託推進協議会の「みどりチェック」チェックシートの一覧

(4) 公募団体Dの「みどりチェック」チェックシート

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式1-2の別紙1

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）  
実施計画

1 広域的預託推進

協議会名	区分	単価	頭数	計
	預託農家に預託された乳用後継牛を元の酪農経営体に返還する取組	円	頭	円
	小計			
	預託農家に預託された乳用後継牛を元の酪農経営体に返還する取組	円	頭	円
	小計			
合計	預託農家に預託された乳用後継牛を元の酪農経営体に返還する取組	円 —	頭	円
合計				

(注) 令和4年度までの本事業において預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛を含む場合、区分を分けて記入すること。

2 事業の推進

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
合計					

様式1-2の別紙2

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛預託推進計画

公募団体Dの長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

1 預託計画総括表

区分	単価	頭数	計
預託農家に預託された乳用後継牛を元の酪農経営体に返還する取組	円	頭	円
合計	—		

(注1) 頭数は酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第3の2の要件を満たす乳用後継牛の頭数について記載すること。

(注2) 令和4年度までの本事業において預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛を含む場合、区分を分けて記入すること。

2 補助対象牛の取組計画

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	合計
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

(注) ア～カは酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第3の2の(6)の取組内容について記載すること。

3 預託農家一覧

預託農家名	都道府県	飼養地 (管理者等コード番号)	受入可能頭数	受入予定頭数

--	--	--	--

(注1) 飼養地(管理者等コード番号)の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)に係る管理者のコード番号を記載すること。

(注2) 1者の預託農家で飼養地が2か所以上の場合は別段にし、すべて記入すること。

#### 4 酪農経営体一覧

酪農経営体名	都道府県	飼養地 (管理者等コード番号)	預託予定頭数

(注1) 飼養地(管理者等コード番号)の欄には牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る管理者のコード番号を記載すること。

(注2) 1者の酪農経営体で飼養地が2か所以上の場合は別段にし、すべて記入すること。

#### 5 添付書類

- (1) 規約
- (2) 構成員名簿
- (3) 預託農家及び酪農経営体の独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程(平成21年10月28日付け21独家セ第1121号)第4条第3号に基づく公募団体D及び乳用後継牛預託推進協議会を利用者とする同意書
- (4) 酪農経営体及び預託農家の契約書の写し(基本契約等に基づき預託又は買戻を前提とした売買をする場合)
- (5) 「みどりチェック」チェックシート

(注) 前年度までに広域預託推進に参加した乳用後継牛預託推進協議会の酪農経営体及び預託農家であって、公募団体Dに提出した内容に変更が無い場合、(4)の添付を省略することができる。

様式1-3 (公募団体Eが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
1 預託牧場整備計画の策定及び推進事務				
2 補助対象資機材及び補助対象施設整備 (1) 省力化又は飼養管理の高度化に資する機械装置の購入又はリース会社からの借受け (2) (1)の導入に必要なとなる簡易な資材及び補改修に係る経費 (3) 育成牛の飼養管理に必要な資材の購入又はリース会社からの借受け				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      年    月    日

(2) 事業完了予定年月日                年    月    日

5 添付書類

(1) 定款

- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
  - (3) 預託農家の「みどりチェック」チェックシートの一覧
  - (4) 公募団体Eの「みどりチェック」チェックシート
- (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注2) 添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式 1 - 3 の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実施計画

1 預託牧場整備計画の策定及び推進事務

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
合計					

2 補助対象資機材及び補助対象施設整備

(1) 省力化又は飼養管理の高度化に資する機械装置の購入又はリース会社からの借受け

貸付預託農 家名	補助対象 機械装置名	新品・ 中古の 区分 1	法定 耐用 年数 2	型式 (規格・ 規模)	製造 メーカー 名	販売 業者名	数量	機械本 体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率
											1/2	
											1/2	
											1/2	

(2) (1) の導入に必要となる簡易な資材及び補改修に係る経費  
 簡易な資材に係る経費

預託農家名	資材名	数量	機械本 体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率
						1/2	
						1/2	
						1/2	

補改修に係る経費

預託農家名	施設の 種類	仕様等	改修内容	機械本 体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率
							1/2	
							1/2	
							1/2	

(3) 育成牛の飼養管理に必要な資材の購入又はリース会社からの借受け

貸付預託農 家名	補助対象 機械装置名	新品・ 中古の 区分 1	法定 耐用 年数 2	型式 (規格・ 規模)	製造 メーカー 名	販売 業者名	数量	機械本 体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率
											1/2	
											1/2	
											1/2	

3 動産総合保険

- (1) 保険会社名
- (2) 保険の内容
- (3) 盗難保険の有無
- (4) 天災等に対する保険の範囲

4 添付資料

- (1) 申請する補助対象資機材等の一般競争入札の場合は入札結果を証する書面及び見積書（写し）、見積もり合わせの場合は三者以上の見積書（写し）
- (2) 補助対象資機材のカタログ
- (3) 補改修の内容や導入する資材が具体的にわかる書類
- (4) リース事業者とのリース契約書（案）（リースの場合のみ）
- (5) 販売事業者との購入契約書（案）又は申込書（写し）

- (6) 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）（購入の場合のみ）
- (7) その他必要な書類

様式1-4 (公募団体Fが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業)家畜輸送実証試験等計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		補 助 金 ②	そ の 他 ③	
家畜の持続的な輸送体制の確保 1 広域的な預託牛輸送のモーダルシフト実証試験  2 輸送体制持続化推進事業  3 家畜運搬人材確保・育成支援事業  4 輸送体制持続化実証事業  5 事業の推進指導等				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      年    月    日

(2) 事業完了予定年月日                年    月    日

5 添付書類

(1) 定款

- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
  - (3) 取組主体の「みどりチェック」チェックシートの一覧
  - (4) 公募団体Fの「みどりチェック」チェックシート
- (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略する場合に当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注2) 添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式 1 - 4 の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）家畜輸送実証試験等計画

1 広域的な預託牛輸送のモーダルシフト実証試験

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
(1) 実証試験計画の策定					
(2) 実証試験計画の実施					
(3) 実証試験報告書の作成					
(4) 事業の推進					
合計					

## 2 輸送体制持続化推進事業

### (1) 取組主体の概要

取組主体名	所在地	備考

注 公募団体F及び取組主体から構成員への貸付けや業務委託等の理由により取組主体と設備・施設の運営主体が異なる場合は、運営主体の名称及び所在地を備考欄に記載すること。

### (2) 輸送体制維持計画

#### ア 輸送体制の課題及び方策等

取組主体名	課題及び方策

注 対象地域の輸送体制における課題及びその課題の解決に向けた方策を明確にして記述すること。

#### イ 輸送方法等

取組主体名	輸送経路・手段等	
	事業実施以前	
	事業実施以後	
	事業実施以	

	前	
	事業実施以後	

- 注1 可能な限り定量的なデータを交えつつ事業の目的及び要件等に適合していることが分かるように記載すること。  
 2 必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記載すること。  
 3 本事業を活用して導入する機器・設備及び整備する施設との関連性を明確に記載すること。

ウ 輸送生体数等

取組主体	規模	輸送経路	前年度 (○年度)	初年度 (○年度)	2年度 (○年度)	3年度 (○年度)	4年度 (○年度)	5年度 (○年度)	備考
		計							

- 注1 輸送経路ごとに年間輸送計画頭数を記載すること。  
 2 規模欄には、本事業を活用して導入した設備・機器、整備した施設及び改修した運搬車の1回当たりの輸送頭数又は収容可能頭数を記載すること。

(3) 事業の内容

ア 取組の概要

取組主体名	設備・機器及び施設の名称	設備・機器及び施設の所在地	輸送地域の範囲	敷地面積	用地取得方法	着工(着手)及び竣工(完了)予定年月日	備考
				m <sup>2</sup>			

--	--	--	--	--	--	--	--

- 注1 用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得方法欄に内容及びその期間を記載すること。  
 2 公募団体Fが自ら実施する場合は、取組主体名に公募団体名を記載すること。  
 3 当該計画に係る家畜輸送に取組主体と別の団体等も携わる場合は、備考欄にその名称を記載すること。

イ 整備等計画

取組主体名	取組内容		規模	事業費	積算基礎				負担区分	
	区分	内容			費目	員数	単価	金額	補助金	その他
合 計										

- 注1 取組内容の区分の欄は、設備・機器等の導入、中継係留施設等の整備、資材支給、器具機材の導入、家畜の輸送に必要となる運搬車の改修の区分を記載し、内容の欄には整備や導入をする施設や設備・機器等について具体的に記載すること。  
 2 員数には単位を明確にして記載すること。  
 3 取組主体と施設の運営主体が異なる場合は、取組主体名の下にかっこ書きで運営主体名を記載すること。  
 4 規模欄には、本事業を活用して導入した設備・機器及び整備した施設の1回当たりの輸送頭数又は飼養可能頭数を記載すること。  
 5 既存施設がある場合は、既存施設の詳細が分かる資料を添付すること。  
 6 中継係留施設等の整備及び施設の改造に必要な資材及び器具機材の導入にあつては、当該施設の図面を添付すること。

(4) 添付書類

- ア 要綱別添5の第4の2の(3)のイに基づく都道府県知事との協議が整ったことを証する書類
- イ 補助対象施設等の具体的な内容が分かる書類等(カタログ、見積書等)

### 3 家畜運搬人材確保・育成支援事業

#### (1) 取組主体の概要

取組主体名	所在地	備考

#### (2) 輸送体制維持計画

##### ア 輸送体制の課題及び方策等

取組主体名	課題及び方策

注 対象地域の輸送体制における課題及びその課題の解決に向けた方策を明確にして記述すること。

#### イ 家畜運搬人材確保・育成状況

取組主体名	人材確保・育成状況等	
	事業実施以前	
	事業実施以後	
	事業実施以前	
	事業実施以後	

- 注1 可能な限り定量的なデータを交えつつ事業の目的及び要件等に適合していることが分かるように記載すること。
- 2 必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記載すること。
- 3 必要な資格等の取得をする場合にあつては、地域の家畜運搬体制の充実及び資格取得予定者の地域内における活用計画をふまえて記載すること。

ウ 輸送生体数等

取組主体	輸送範囲	前年度 (○年 度)	初年度 (○年 度)	2年度 (○年 度)	3年度 (○年 度)	4年度 (○年 度)	5年度 (○年 度)	備考
	計							

注 輸送経路ごとに年間輸送計画頭数を記載すること。

(3) 取組計画

取組主体名	取組内容	事業費	積算基礎				負担区分	
			費目	員数	単価	金額	補助金	その他
合 計								

注 員数には単位を明確にして記載すること。

#### 4 輸送体制持続化実証事業

##### (1) 取組主体の概要

取組主体名	所在地	備考

##### (2) 事業の内容

###### ア 取組の概要

取組主体名	実施内容	輸送拠点の 所在地	対象地域	実証試験対 象頭数	実施期間	備考

注1 公募団体Fが自ら実施する場合は、取組主体名に公募団体名を記載すること。

2 当該計画に係る家畜輸送に取組主体と別の団体等も携わる場合は、備考欄にその名称を記載すること。

3 輸送試験を計画に含む場合は、実施期間中の対象頭数を実証試験対象頭数欄に記載すること。

###### イ 輸送方法等

取組主体名	輸送経路・手段等	
	事業実施以前	
	実証試験	
	事業実施以前	

	実証試験	
--	------	--

- 注1 可能な限り定量的なデータを交えつつ事業の目的及び要件等に適合していることが分かるように記載すること。  
 2 必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記載すること。

(3) 実証等計画

取組主体名	実施内容	実施時期	取組内容	費目	事業費	負担区分		備考
						補助金	その他	
合 計								

- 注1 取組内容は実施時期ごとに要綱別表の項目を記載すること。  
 2 備考欄に積算基礎を記載すること。  
 3 リース事業者等からの借上げにより実施する費目については、備考欄に明記すること。

(4) 添付資料

実証に必要な設備・機器及び施設の具体的な内容が分かる書類等（カタログ、見積書等）

5 事業の推進指導等

実施時期	内容	費目	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	
合 計						

注1 「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「備考」に参加人数等の詳細を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第7の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由及び内容

(注) 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第7の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	年 月 日まで予 定出来高 (④+ ⑤)/②	残額 ②- ④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第7の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

（注）申請書の記の記載は、事業実施主体ごとに次に掲げる様式とする。

- 様式4-1 公募団体Cが実施する事業
- 様式4-2 公募団体Dが実施する事業
- 様式4-3 公募団体Eが実施する事業
- 様式4-4 公募団体Fが実施する事業

様式4-1 (公募団体Cが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績」のとおりに

(注) 別紙様式第1号の様式1-1の別紙に準じて作成すること

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構補 助金	事業費	機構補 助金			
1 担い手確保推進 対策 (1) 担い手確保を 推進するための 企画検討会議の 開催 (2) 新規就農希望 者と経営離脱農 家等のマッチン グ促進等のため の情報発信 (3) 酪農の魅力 を発信するための 資料、ウェブサ イト等の製作及 び交流会、セミ ナー等の開催 (4) 研修施設の運 営 ア 経営離脱農 家等の施設を 活用する場合 に要する補改 修に係る資材 の購入 イ 農業技術・ 経営ノウハウ							

<p>を指導する指導者の認定</p> <p>ウ 農業技術・経営ノウハウを習得する研修会の実施</p> <p>エ 新規就農希望者等の就農を支援するための税務指導等</p> <p>(5) 経営マネジメント力の向上を図る取組</p> <p>(6) 経営指導力の向上を図るための研修会の開催</p> <p>(7) 事業の円滑な推進を図るための指導等</p> <p>2 新事業体創出支援対策</p> <p>(1) 新事業体を創出するための企画検討会議の開催</p> <p>(2) 新事業体創出に向けて経営離脱農家等の実態を把握するための調査</p> <p>(3) 協業化に当たっての労務管理や経営向上のためのセミナー等の実施</p> <p>(4) 事業の円滑な推進を図るための指導等</p>							
合計							

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日           年    月    日

(2) 事業完了年月日           年    月    日

5 振込先金融機関名等

金融機関名    〇〇〇銀行           〇〇〇支店

預金種類       〇〇預金

口座番号

口座名義

6 添付書類

(1) 生産者集団等の環境負荷低減の「みどりチェック」チェックシートの一覧

(2) 公募団体Cの「みどりチェック」チェックシート

様式4-2 (公募団体Dが実施する事業)

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績」及び「乳用後継牛預託推進実績報告書」のとおり
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構補 助金	事業費	機構補 助金			
1 広域預託推進							
2 事業の推進							
合計							

(注) 事業の一部を他に委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                      年 月 日
- (2) 事業完了年月日                      年 月 日

5 振込先金融機関名等

金融機関名      ○○○銀行                      ○○○支店  
 預金種類          ○○預金  
 口座番号  
 口座名義

6 添付書類

- (1) 乳用後継牛預託推進協議会の「みどりチェック」 チェックシートの一覧
- (2) 公募団体Dの「みどりチェック」 チェックシート

様式4-2の別紙1

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績

1 広域預託推進

協議会名	区分	単価	頭数	計
	預託農家に預託された乳用後継牛を元の酪農経営体に返還する取組	円	頭	円
	小計			
	預託農家に預託された乳用後継牛を元の酪農経営体に返還する取組	円	頭	円
	小計			
合計	預託農家に預託された乳用後継牛を元の酪農経営体に返還する取組	円 —	頭	円
合計				

（注）令和4年度までの本事業において預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛を含む場合、区分を分けて記入すること。

2 事業の推進

（単位：円）

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
合計					

様式4-2の別紙2

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）乳用後継牛  
預託推進実績報告書

公募団体Dの長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

1 預託実績総括表

区分	単価	頭数	計
預託農家に預託された乳用後継牛を元の酪農経営体に返還する取組	円	頭	円
合計	—		

（注1）頭数は酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第3の2の要件を満たす乳用後継牛の頭数について記載すること。

（注2）令和4年度までの本事業において預託開始時の牛の移動に対する奨励金の交付を受けた牛を含む場合、区分を分けて記入すること。

2 補助対象牛の取組実績

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	合計
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

（注）ア～カは酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第3の2の（6）の取組内容について記載すること。

3 振込先金融機関等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

4 添付書類

- （1）乳用後継牛の管理台帳の写し
- （2）酪農経営体及び預託農家の契約書の写し（乳用後継牛ごとに預託又は買戻を前提とした売買の契約書等をした場合）
- （3）2の取組が分かる証拠書類
- （4）「みどりチェック」チェックシート

様式4-3 (公募団体Eが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構補 助金	事業費	機構補 助金			
1 預託牧場整備計画の策定及び推進事務							
2 補助対象資機材及び補助対象施設整備							
(1) 省力化又は飼養管理の高度化に資する機械装置の購入又はリース会社からの借受け							
(2) (1)の導入に必要となる簡易な資材及び補改修に係る経費							
(3) 育成牛の飼養管理に必要な資材の購入又はリース会社からの借受け							
合計							

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日           年    月    日  
(2) 事業完了年月日           年    月    日

5 振込先金融機関名等

金融機関名    〇〇〇銀行           〇〇〇支店  
預金種類       〇〇預金  
口座番号  
口座名義

6 添付書類

- (1) 預託農家の「みどりチェック」チェックシートの一覧  
(2) 公募団体Eの「みどりチェック」チェックシート

様式4-3の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）実績

1 預託牧場整備計画の策定及び推進事務

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
合計					

2 補助対象資機材及び補助対象施設整備

(1) 省力化又は飼養管理の高度化に資する機械装置の購入又はリース会社からの借受け

貸付預託農 家名	補助対象 機械装置名	新品・ 中古の 区分 1	法定 耐用 年数 2	型式 (規格・ 規模)	製造 メーカー 名	販売 業者名	数量	機械本 体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率
											1/2	
											1/2	
											1/2	

(2) (1) の導入に必要となる簡易な資材及び補改修に係る経費  
 簡易な資材に係る経費

預託農家名	資材名	数量	機械本体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率
						1/2	
						1/2	
						1/2	

補改修に係る経費

預託農家名	施設の 種類	仕様等	改修内容	機械本体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率
							1/2	
							1/2	
							1/2	

(3) 育成牛の飼養管理に必要な資材の購入又はリース会社からの借受け

貸付預託農 家名	補助対象 機械装置名	新品・ 中古の 区分 1	法定 耐用 年数 2	型式 (規格・ 規模)	製造 メーカー 名	販売 業者名	数量	機械本 体価格 (税抜) A	消費税 B	計	補助率	補助金額 A×補助率
											1/2	
											1/2	
											1/2	

3 添付資料

(1) リースにより資機材を導入した場合

- ①対象資機材に係るリース契約書 (写し)
- ②対象資機材に係る借受書 (写し)
- ③対象資機材の詳細が分かる資料 (機械装置ごとの銘柄、形式及び台数)
- ④納入当日に撮影した資機材の全景写真
- ⑤製造番号等の確認が可能な写真
- ⑥その他必要な資料

(2) 購入により資機材を導入した場合

- ①対象資機材の購入に係る購入契約書 (写し)
- ②対象資機材の購入に係る納品書 (写し)、請求書 (写し)
- ③対象資機材の詳細が分かる資料 (資機材ごとの銘柄、型式及び台数)
- ④納入当日に撮影した資機材の全景写真
- ⑤製造番号等の確認が可能な写真
- ⑥その他必要な資料

(3) 施設整備を実施した場合

- ①施設の配置図、出来高設計書及び設計図
- ②施設整備に係る契約書等（写し）
- ③施行・納入業者からの請求書（写し）
- ④設計書に基づく施設の整備であることがわかる写真
- ⑤その他必要な資料

様式4-4 (公募団体Fが実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）家畜輸送実証試験等実績」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構補 助金	事業費	機構補 助金			
家畜の持続的な輸送体制の確保							
1 広域的な預託牛輸送のモーダルシフト実証試験							
2 輸送体制持続化推進事業							
3 家畜運搬人材確保・育成支援事業							
4 輸送体制持続化実証事業							
5 事業の推進指導等							
合計							

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      年      月      日

(2) 事業完了年月日                      年      月      日

5 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

6 添付書類

(1) 取組主体の「みどりチェック」チェックシートの一覧

(2) 公募団体Fの「みどりチェック」チェックシート

様式4-4の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）家畜輸送実証試験等実績

1 広域的な預託牛輸送のモーダルシフト実証試験

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
(1) 実証試験計画の策定					
(2) 実証試験計画の実施					
(3) 実証試験報告書の作成					
(4) 事業の推進					
合計					

(注) 内容については、取組に応じて追記すること。

## 2 輸送体制持続化推進事業

### (1) 取組主体の概要

取組主体名	所在地	備考

注 公募団体F及び取組主体から構成員への貸付けや業務委託等の理由により取組主体と設備・施設の運営主体が異なる場合は、運営主体の名称及び所在地を備考欄に記載すること。

### (2) 輸送体制維持計画

#### ア 輸送体制の課題及び方策等

取組主体名	課題及び方策

注 対象地域の輸送体制における課題及びその課題の解決に向けた方策を明確にして記述すること。

#### イ 輸送方法等

取組主体名	輸送経路・手段等	
	事業実施以前	
	事業実施以後	
	事業実施以	

	前	
	事業実施以後	

- 注1 可能な限り定量的なデータを交えつつ事業の目的及び要件等に適合していることが分かるように記載すること。  
 2 必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記載すること。  
 3 本事業を活用して導入する機器・設備及び整備する施設との関連性を明確に記載すること。

ウ 輸送生体数等

取組主体	規模	輸送経路	前年度 (○年度)	初年度 (○年度)	2年度 (○年度)	3年度 (○年度)	4年度 (○年度)	5年度 (○年度)	備考
		計							

- 注1 輸送経路ごとに年間輸送計画頭数を記載すること。  
 2 規模欄には、本事業を活用して導入した設備・機器、整備した施設及び改修した運搬車の1回当たりの輸送頭数又は収容可能頭数を記載すること。

(3) 事業の内容

ア 取組の概要

取組主体名	設備・機器及び施設の名称	設備・機器及び施設の所在地	輸送地域の範囲	敷地面積	用地取得方法	着工(着手)及び竣工(完了)予定年月日	備考
				m <sup>2</sup>			

--	--	--	--	--	--	--	--

- 注1 用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得方法欄に内容及びその期間を記載すること。
- 2 公募団体Fが自ら実施する場合は、取組主体名に公募団体名を記載すること。
- 3 当該計画に係る家畜輸送に取組主体と別の団体等も携わる場合は、備考欄にその名称を記載すること。

イ 整備等実績

取組主体名	取組内容		規模	事業費	積算基礎				負担区分	
	区分	内容			費目	員数	単価	金額	補助金	その他
合 計										

- 注1 取組内容の区分の欄は、設備・機器等の導入、中継係留施設等の整備、資材支給、器具機材の導入、家畜の輸送に必要となる運搬車の改修の区分を記載し、内容の欄には整備や導入をする施設や設備・機器等について具体的に記載すること。
- 2 員数には単位を明確にして記載すること。
- 3 取組主体と施設の運営主体が異なる場合は、取組主体名の下にかっこ書きで運営主体名を記載すること。
- 4 規模欄には、本事業を活用して導入した設備・機器及び整備した施設の1回当たりの輸送頭数又は飼養可能頭数を記載すること。
- 5 既存施設がある場合は、既存施設の詳細が分かる資料を添付すること。
- 6 中継係留施設等の整備及び施設の改造に必要な資材及び器具機材の導入にあつては、当該施設の図面を添付すること。

- (4) 添付書類  
補助対象施設等の具体的な内容が分かる書類等 (カタログ、請求書等)

3 家畜運搬人材確保・育成支援事業

(1) 取組主体の概要

取組主体名	所在地	備考

(2) 輸送体制維持計画

ア 輸送体制の課題及び方策等

取組主体名	課題及び方策

注 対象地域の輸送体制における課題及びその課題の解決に向けた方策を明確にして記述すること。

イ 家畜運搬人材確保・育成状況

取組主体名	人材確保・育成状況等	
	事業実施以前	
	事業実施以後	
	事業実施以前	
	事業実施以	

	後	
--	---	--

- 注1 可能な限り定量的なデータを交えつつ事業の目的及び要件等に適合していることが分かるように記載すること。
- 2 必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記載すること。
- 3 必要な資格等の取得をする場合にあっては、地域の家畜運搬体制の充実及び資格取得予定者の地域内における活用計画をふまえて記載すること。

ウ 輸送生体数等

取組主体	輸送範囲	前年度 (○年 度)	初年度 (○年 度)	2年度 (○年 度)	3年度 (○年 度)	4年度 (○年 度)	5年度 (○年 度)	備考
	計							

注 輸送経路ごとに年間輸送計画頭数を記載すること。

(3) 取組実績

取組主体名	取組内容	事業費	積算基礎				負担区分	
			費目	員数	単価	金額	補助金	その他
合 計								

注 員数には単位を明確にして記載すること。

4 輸送体制持続化実証事業

(1) 取組主体の概要

取組主体名	所在地	備考

(2) 輸送体制維持計画

ア 取組の概要

取組主体名	実施内容	輸送拠点の 所在地	対象地域	実証試験対 象頭数	実施期間	備考

注1 公募団体Fが自ら実施する場合は、取組主体名に公募団体名を記載すること。

2 当該計画に係る家畜輸送に取組主体と別の団体等も携わる場合は、備考欄にその名称を記載すること。

3 輸送試験を計画に含む場合は、実施期間中の対象頭数を実証試験対象頭数欄に記載すること。

イ 輸送方法等

取組主体名	輸送経路・手段等	
	事業実施以前	
	実証試験	
	事業実施以前	

	実証試験	
--	------	--

- 注1 可能な限り定量的なデータを交えつつ事業の目的及び要件等に適合していることが分かるように記載すること。  
 2 必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記載すること。

(3) 実証等実績

取組主体名	実施内容	実施時期	取組内容	費目	事業費	負担区分		備考
						補助金	その他	
合 計								

- 注1 取組内容は実施時期ごとに要綱別表の項目を記載すること。  
 2 備考欄に積算基礎を記載すること。  
 3 リース事業者等からの借上げにより実施する費目については、備考欄に明記すること。

(4) 添付資料

実証に必要な設備・機器及び施設の具体的な内容が分かる書類等（カタログ、請求書等）

5 事業の推進指導等

実施時期	内容	費目	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	
合 計						

注1 「費目」は、会場借料、諸謝金及び原稿料、旅費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費及び技術指導事務費等とし、「備考」に参加人数等の詳細を記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）  
運営状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度における酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）  
について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別  
添5の第8の1の規定に基づきその運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事  
業：広域的な乳用牛預託推進対策うち預託育成体制の整備）
- 2 運営状況  
別添「物品等管理台帳」のとおり

令和 年度物品等管理台帳

預託 農家	資機 材の 所在地	導入資機材			処分制限期間			施設整備		処分制限期間			利用状況	備考
		資機 材名	数量	価格 (円、 税抜)	導 入 年 月 日	法定 耐用 年数	処分 制限 年月日	施設 名	設備 整備 費 (円、 税抜)	導 入 年 月 日	法定 耐用 年数	処分 制限 年月日	確認 年月	

※ 利用状況は、公募団体Eが確認した直近の日付を記載。

譲渡、交換、貸付け、担保提供等は備考欄に記入し、返還金が発生する場合は併せて記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）  
運営状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度における酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）  
について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別  
添5の第8の2の規定に基づきその運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事  
業：広域的な乳用牛預託推進対策うち家畜の持続的な輸送体制の  
確保）
- 2 運営状況  
別添「補助対象施設等管理台帳」のとおり

令和 年度補助対象施設等管理台帳

取組主体名 (及び運営 主体名)	補助対象施 設等の所在 地	補助対象 施設等の 種類	数量	価格 (円、 税抜)	処分制限期間			利用状況		備考
					導入 年月日	法定 耐用 年数	処分 制限 年月日	確認 年月	年間利 用頭数	

注1 利用状況は、公募団体F又は取組主体が確認した直近の日付を記載。

譲渡、交換、貸付け、担保提供等は備考欄に記入し、返還金が発生する場合は併せて記載すること。

2 公募団体F又は取組主体から構成員の貸付により構成員が設備・施設を管理している場合は、運営主体名を取組主体名の下に運営主体名をカッコ書きすること。

別紙様式第7号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）補助金について、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添5の第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                          | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2）                                      | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料